

◎傍聴の報告

委員長 傍聴について、ご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、2人の方から傍聴したい旨の申し出があります。

つきましては、松戸市教育委員会傍聴人規則に基づきこれをお認めいたしますので、ご了承願います。

◎開 会

委員長 ただいまから平成18年2月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を八田委員にお願いいたします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案4件、報告等2件となっております。

◎議案第2号

委員長 初めに、議案第2号「教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願について」を議題とします。

ご説明ください。

指導課長 「教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願について」。

教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願を次のとおり提出する。

平成18年2月9日提出、松戸市教育委員会教育長、齋藤 功。

提案理由でございますが、請願を提出されたためであります。

請願者は、宗教法人本門立正宗代表役員、中川晃荘様です。

請願内容は、信者の子弟が、学校教育の現場でキリスト教に関する宗教教育と同等の授業を受けたと聞き及び、宗教の偏向教育により信教の自由が再び侵されることがないように、憲法第16条の請願権に基づき、教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願（基本的人権である信教の自由が侵されないために）をするという趣旨のものであります。

請願事項は、憲法第20条で「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」と規定されているにもかかわらず、著しく宗教的色彩の濃い①東京書籍出版の小学校5年生用「マザーテレサ」、②東京書籍出版の中学英語「聖しこの夜」の伝説を掲載とその解説、③開隆堂「フィンランドのサンタ村からのクリスマスカード」等の教材が文部科学省の検定に合格し、公立の学校教育現場で教科書として使用されておりますが、2出版社の3点の内容が著しく宗教的色彩の濃い教材であり、宗教的信条を異にする者にとっては、快・不快を超え精神的苦痛を感じるもので、国民に保障された基本的人権である信教の自由を著しく侵害するものですので、以下の措置を直ちにとっていただきたい。

請願者の主張するとるべき措置の内容は、（1）直ちに、前記①②③及びこれらと同様の宗教色が濃いと判断される教科書・教材を使用しての公立学校での授業を即刻中止するように、貴教育委員会を通じて公立の学校等へ通達を出すなど、教育現場で、今後このような教科書が使われないよう指導をお願いしたい。

（2）今後の教科書採用に際しては、憲法第20条に違反している疑いのある宗教的色彩の濃い記述については、教科書として採用しないための基準をつくるなど、宗教的信条を有する者の宗教的人格権を踏みにじることがないように、宗教的中立性について厳格な解釈を採用していただきたい。

（3）これまでも教育現場における教師等の宗教的無関心・無頓着等からくる各種宗教行事（クリスマス・神社参拝等）が「習俗的行事」であるとの安易な決めつけから、宗教的信条を異にする生徒・学童へ、結果的に参加強制となる事案が頻発していますが、これらの現状を把握の上、一部参加者に多大な精神的苦痛を味あわせるおそれのある宗教的色彩の濃い行事祭礼を、授業等に取り入れることのないよう、公立の教育現場への指導教養を徹底していただきたいという内容であります。

以下、要望の根拠及び理由につきましては、請願者の方が指摘をしております2社3点の教科書の内容についての請願の根拠と理由について述べられているものであり、委員の皆様

には事前に請願文をお読みいただいているかと思いますので、読み上げは省略させていただきます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、請願の内容に触れて、事務局より説明させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

請願事項、①②③についてであります。現在松戸市で使用している教科書について申し上げますと、①東京書籍出版は使用しておりません。小学校国語教科書は教育出版を使用しております。それから、②東京書籍出版中学校英語、これも使用しておりません。中学校の教科書は開隆堂を使用しております。③開隆堂の「フィンランドのサンタ村からのクリスマスカード」についてですが、松戸市ではこの教科書は現行、それから来年度からも使用する教科書であります。記述内容については、今年度まで使用している教科書の記述事項で、来年度より使用する新たな教科書にはその記載はありません。現在の教科書は、これなんですけれども、委員の皆様にはコピーでその場面、単元をお配りしてありますけれども、1年生の英語の教科書のプログラム9「カードをもらってうれしいな」、セクション3の中で、バースデーカードの話題からクリスマスカードのことに触れています。そのプログラム9「カードをもらってうれしいな」の内容は、誕生日、クリスマスなどで贈るカードを題材に選び、日常生活の会話の中で体験したことについて話したり、あるいは質問に答えたりという表現力を学ぶ内容であり、この単元のねらいは、欧米のカード文化について話題を広げ、生徒の異文化への理解につなげるところにあります。

このことは、学習指導要領の外国語の目標で、「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。」ということになっておりますし、またさらに、内容の取り扱いでは、英語を使用している人々を中心とする世界の人々の生活や文化についての理解を深め、言語や文化に対する関心を高めるとされておりますので、この単元の取り扱いは学習指導要領に沿った内容であると考えております。

さらに、昭和24年10月25日付、文部事務次官通達で、「社会科その他、初等及び中等教育における宗教の取り扱いについて」においても、「文学及び語学の教科書においては、文学的あるいは語学的価値があると認めて選択したものである限り、宗教的教材が含まれてもよい」とされているところであります。

次に、請願者の言うところのべき措置に関してであります。要約しますと（1）は、教育現

場で今後このような教科書が使われないように指導をお願いしたい。それから（２）は、今後教科書の採用に際しては、宗教的中立性について厳格な解釈をして採用していただきたいという内容かと思えますけれども、この（１）と（２）については、使用している教科書は学習指導要領にのっとり、文部科学省の検定に合格したものであり、市の教育委員会としてもその内容も含めて十分に検討して採択しているものと考えております。また、今後も公正・適正に審議して決めていただくことには変わりないものと考えております。

それから（３）は、教育現場において、宗教的色彩の濃い行事祭礼を授業等に取り入れることのないよう公立の教育現場への指導を徹底していただきたいという内容かと思えますが、（３）につきましても、各学校では、宗教的な行事や祭礼などを学校行事や授業に取り入れておりませんし、保護者や児童生徒から、宗教的理由から、例えば神社あるいは寺院の見学ができないなどの申し入れがあった場合は、そのことを尊重して対応しているところであります。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

議案第２号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入りたいと思いますが、質疑及び討論に入る前に１つだけ確認させていただきます。

この請願は、宗教法人の代表役員と信徒代表の連名で出されていますが、住所は福岡県です。この請願は、松戸市教育委員会あてに出されていますけれども、当事者としては、全国どこの人でも松戸市教育委員会にこのような請願を出せるのでしょうか。

指導課長 それは可能ということでございます。

委員長 その法的根拠は何かありますか。

請願権を認めているのは地方自治法だと思うんですが。

もし仮に、当事者資格がないとすれば、ここで議論する意味はないんです。憲法上の請願権を前提として地方自治法はそれを認めていますけれども、ある住民が、他の地方自治体の議会に対して請願するということは実際上どのように扱われているか。これを一応確認だけさせていただきますと思いました。

一応資格があるという前提で、ここではお話ししましょうか。それでよろしいですか。

企画管理室長補佐 地方自治法上、市外の住民であってはならないという制限はございませんので、よろしく申し上げます。

委員長 制限はない。ただ、地方自治法の趣旨からすれば、その地方の住民に対する行政のあり方を規定しているので、したがって、前提はその地方自治体に住所地を置く住民であろうということは推定されますね。

教育長 狭く解釈して、当該自治体以外の住民ないし団体が請願した場合、それを受け付けないということも可能かもしれない。今事務局で説明したのは地方自治法上制約はない、とりわけノーという制約はない。しかし、積極的に取り入れるかどうかというのは、その自治体の判断でも間違いではないと私は思います。そういうことであると、例えば九州のこの方が、松戸市在住の知り合いとか関係団体を頼って請願を出せば、それは自動的に受理されるわけですので、そういう例はこれのみにかかわらず、福祉や医療、保健等の陳情・請願に関しても松戸市の住民の名前あるいは団体名で請願・陳情が出る場合も過去にいろいろありますので、その場合には受理しているわけですから、そういうことが可能ならば、あえて住所地が違うからと拒否する積極的な意味もなからうかというふうに思います。

委員長 わかりました。おっしゃるとおりなんです。

この請願者の住所地と、それから規模を見ますと、この宗教法人に所属する会員というのはそう多くないかもしれませんが、現実的には松戸市なら松戸市、千葉県なら千葉県にあるその宗教法人のメンバーを通じて請願することは可能なんです。

しかし、これは九州の方からの請願なので、こういう請願が全国各地からたくさん来た場合どういうふうに扱うか、ということもちょっと考えられますので、それで確認という意味でお尋ねしました。積極的に断る理由もないという法の趣旨かもしれません。そういう前提でここではご審議願いたいと思いますので、質疑及び討論、よろしくをお願いします。

教育長 請願事項の①②は、現在松戸市では東京書籍を使っていないという話でしたけれども、どんな内容かは把握しましたか、マザーテレサの記述がどんな内容なのか。それと、「聖しこの夜」、把握していたら説明をお願いします。

指導課長 5年生の方の国語の「マザーテレサ」については、伝記に書かれた人物のことについて、その考え方や生き方について学ぶというような内容になっております。それから、東京書籍の方につきましては、これはクリスマスの内容、飾りつけ等を含めてオーストリアの村の教会での出来事でオルガン奏者のフランツ・グルバーと神父のことが出てくる内容になっております。

また、「聖しこの夜」のできたいきさつも載っております。巻末に「聖しこの夜」の曲も載っております。

委員長 いかがでしょうか。根守先生、何か。

根守委員 先ほど指導課長が言ったように宗教の偏向教育をやっているという松戸市の現状が教育委員会に上がってくるということは全くないわけですよ。

例えば、七夕だとか、保護者が教育委員会に申し出る、そういうようなことはないでしょうか。

指導課長 先ほどもお話ししましたがけれども、教育委員会の方に、保護者からこれらの件で意見をいただいたことは私の記憶の範囲ではございません。ただ、先ほども申しましたように、学校の方へはある特定の宗教の関係で、このことについては参加したくないというようなことがあった場合には、学校の判断によってそのことを尊重した措置をとっております。ただ、学校行事として取り上げているようなことはございません。

根守委員 松戸市の場合は、恐らく宗教の偏向教育というのではないだろうと思います。教師自身そういうような心構えは持っているだろうと思うし、学習指導要領にのっとった、指導で逸脱した個人の思想的なもので指導することは、教師としてあるまじき行為じゃないだろうと思いますので、私は安心している1人でございます。

宗教の自由というわけですから、いろいろな宗教を信仰している方々がいらっしゃるだろうと思うんですね。市民の中にも、学校の中にも、恐らくその保護者の子供もいるだろうと思いますが、学校現場はそういう宗教の偏向教育ではなくて、やはり公平に公明正大に学習指導要領にのっとった指導をやっていると私は信じております。

委員長 ほかに何かございませんか。

瀧田委員 この英語の1年生の教科書のところ、これを宗教的なものとしてとらえるという感覚は全く私の中にはなかったもので、そういう見方もあるのかなと思いますが、クリスマスというもの、またはサンタクロースというのは、日本の子供たちの中にもごく宗教色をなくした一つの文化的なものとして根づいている部分も確かにあることはあるんですが、アメリカの文化の中で、クリスマスとかそういうものはある程度公的な休日になっているわけですし、違和感がない1つの大きな文化として私たちはそれを見てきましたが、子供たちに外国を紹介するという意味では、クリスマスというのを見過ごすわけにはいかないのではないかと考えていますが、先ほどのご説明では、来年からはこのページを削除するというような、違いますが、それはこのまま続くのではないのですか。

指導課長 来年度は、今年度採択していただきました来年度の教科書には、ここの部分は載っておりませんということです。

瀧田委員 来年度の教科書には載っていないというご説明でしたね。

指導課長 はい、そういうことです。

瀧田委員 ということなんですよ。

そういう意味では、出版者の方でいろいろなお考えがあったのかなというふうに思いますけれども、これを宗教的な背景ととるかどうかというのはちょっと微妙なところだと思います。もっと文化的なものというか、日常生活の紹介ととらえることは出来ないのでしょうか。

根守委員 指導目標・指導内容が宗教的な見地からという指導じゃなくて、文化的な……。

瀧田委員 紹介ですよ。異文化の子供が一番接しやすい内容としてとり上げたのでしょうか。

根守委員 マザーテレサの伝記的なものでしょう。

瀧田委員 その辺が私は残念なような気がしています。

八田委員 この教科書の内容が、少し宗教かかっているというふうには私は少しも思いません。

しかし、教育のことでは、現場ではほとんど中立的なものとは思っていますけれども、一般のところでは、やはりどうしたものかというものも多々ある。寛容さが行き過ぎているということもないことはないのですが、少なくともこの請願書にあることは当てはまらない宗教的な偏りがあるとは思えないように私は思っております。

教育長 現行の学習指導要領等では、この宗教教育についての何か記述はありますか。現行の指導要領というより、もう少しどういふのですか、学校教育法とか教育基本法とか、そういうところでの宗教に関する記述はどのようにされていますか。

指導課長 この請願者の方も言われています憲法20条で、信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならないというような内容で、それから2項、3項とあります。

それから、教育基本法の第9条第1項に、「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない」、同じ第2項に、「特定の宗教のための宗教教育その他宗教活動をしてはならない」、となっております。それから、学校教育法施行規則の第24条になるんですけども、「小学校の教育課程は、国語・社会・算数・理科・生活・音楽・図工・家庭及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間によって編成するものとする。」ただ、第24条の第2項に、「私立の小学校の教育課程を編成する場合には、宗教を加えることができる」というふうになっております。

教育長 要するに、いろいろな宗教があることを理解させ、それを許容するというのですか、

寛容の精神を培うという意味で扱うことは妥当である。むしろやるべきとまで言わないかもしれないですけども、妥当だという判断を下しているわけですね。これがそういうものから逸脱しているかどうかということの判断になるのかもしれない。

余談ですけども、マザーテレサの宗教以外の功績というのは大変なものがありますよね、社会的に。日本にも唐僧鑑真とか、僧行基なんていう方は、貧民救済やら公共土木事業を起こして村を救ったとか、そういうのがあるんですよ。彼は立派な宗教家なんですよ。そういうのは一体教科書ではどう扱っているのか。それを扱うと憲法20条に違反するのか。扱い方次第でしょうけれど、どうなんですか。

学校教育担当部長 教育基本法は、今いろいろと議論があるところなんですけど、今教育長が申し上げたように、基本的には宗教的な寛容性というのでしょうか、それから知識、それを子供の時分から情操を涵養するという形で、そういうものを堅持するということが基本になっています。

それから、古いんですが、宗教教育という言葉よりも、正確には宗教に関する教育というのが正しいんですが、具体的にもうちょっとこの辺のレベルですと、最近細かな通達等はありませんが、若干古いんですが、多分昭和24年ごろ出た通知、それがまだ拘束力が生きているのだなというふうに理解しておるところでございます。

中身につきましては、簡単に申し上げますと、宗教的施設を訪問することについて、いわゆる祭典・式典・儀式に参加する目的を持って行ってはならないということが基本になっています。要するに、修学旅行で奈良の東大寺を見るのはいいんですけども、あそこでこう宗教的な行事に参加するということはずいとか、そういう意味です。また、生徒に強制してはいけません。それから今申し上げた儀式・祭礼に参加をしてはいけません。それから、教師等が敬礼その他儀式を行わせてはいけませんという形になっておりますから、この通知を考えたときには、そうがなじがらめに扱ってしまう必要はないだろうという理解でございます。

例えば、日本でいうと、親鸞を初めとする仏教も当然社会科で全部扱いますので、中学校の社会科ですと、仮に親鸞はこう言いました、日蓮はこうだったということを簡単には当然それは教えることとなりますので、歴史的なこう、学問的とまではいえないんですが、そのこととは峻別しなければいけないものという理解でございます。

教育長 現行法じゃないんで直接参考にはなりませんけれども、教育基本法改正論の中に、宗教教育に関する条項がありましたよね、あれはどういう趣旨ですか。

指導課長 教育基本法の改正にかんがみまして「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振

興基本計画のあり方について」ということで、15年3月に、中央教育審議会答申が出ております。その内容でよろしいでしょうか。

宗教に関する教育ということで、「宗教に関する寛容の態度や知識、宗教の持つ意義を尊重することが重要であり、その旨を適切に規定することが適当」だと。また、「国公立学校における特定の宗教のための宗教教育や宗教的活動の禁止については、引き続き規定することが適当」という内容で、5項目がその後に示されております。

委員長 この問題は憲法論から出ていますが、歴史的な背景ということもかなり大きな意味を持っていると思われまして。こういう請願を出されたということは、過去にある種の抑圧を受けたということが基本にあるので、今後こういうことがあってはならないという警鐘を鳴らしたいという含みもあります。教科書で何となく採用していることが、将来、場合によっては、宗教活動を積極的に行っているようにもとられかねないという、そんなおそれを感じて言われているんだろうと思うんですね。

そんな深読みをする必要があるのかないかわかりませんが、ここで法律論を余り議論する必要はないでしょう。津の市役所が体育館をつくったときに、非公式で神主さんをお呼びしてお払いをやって、地鎮祭をやったと、これに対する謝礼がわずかなんですけども支払われたこと、それに対する返還請求があって、最高裁の判断が出ています。最高裁は、国家と宗教との完全な分離をすることは、事実上不可能に近いという趣旨のことは言っています。

したがって、ここでは一般常識あるいは一般的な宗教感情等を前提にして議論していただければいいのではないかと、司法判断はやはり裁判所にお任せするしかないという気がいたします。

裁判所の判決をどういうふうに解釈するか、いろいろな憲法学者の考えがありますが、ちょっとここで確認したいのは、先ほど教育長もおっしゃったので、皆さんもお感じのように、こういうことだけは言えると思うんです。つまり、政教分離の原則というのは、国家が宗教的には中立であることを要求するんだけど、国家が宗教とかかわり合いを持つことを全く許さないというそういうものではない。むしろ、そんなことは不可能です。宗教とのかかわり合いをもたらず行為の目的及び効果にかんがみて、そのかかわり合いが、おのおの国の社会的文化的諸条件に照らし、相当とされる限度を超えるものと認められる場合には、許されないけれども、その範囲内であれば許されるということです。

つまり、それぞれの国の社会的・文化的な諸条件、これを1つの判断基準に置いているんですね。ですから、宗教活動そのものがこうである、国家は宗教と分離しなければいけない

というようなことを言っても、完全に分離することはむしろ不可能という前提のもとで、ある程度は許容範囲があるということなので、20条を余り限定的に解釈しちゃうと、我々の生活は非常にぎこちないものになってしまう。

昔、小・中学校には、我々小さいころ二宮尊徳像がありました。二宮尊徳の業績には、かなり大きいものがあります。しかしその後、神社ができて、そうするとこれは神道か。したがって、二宮金次郎の銅像を学校におくというのは宗教活動か、ということになってしまう。そんなものではない。余りそういうふうに関念規定でもって狭く解釈してしまうと、やはり生活そのものが、むしろぎこちなくなってしまうということじゃないかと思いますね。

委員の皆さんのそれぞれの考えもほぼ出たと思いますので、質疑、討論はこのくらいでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、質疑、討論はこれで終結し、議案第2号の請願について採択するか、不採択するかということで決定をお願いしたいと思います。皆さんの今までのご意見ですと不採択ということでよろしいかと思いますが、それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第2号につきましては、不採択といたします。

◎議案第3号

委員長 続きまして、議案第3号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。ご説明ください。

学務課長 「和解及び損害賠償の額の決定について」、この件につきまして、別紙のとおり3月定例市議会に提出するよう市長に申し出るものとする。

平成18年2月9日提出、松戸市教育委員会教育長、齋藤 功。

提案理由は、裁判所の和解勧告を受け入れ、事件の早期解決を図るためであります。

それでは、ここにあります損害賠償請求事件についてご説明申し上げたいと思います。

次のページに、事件の概要ということでありますので、ちょっと読みたいと思います。

平成13年6月11日、松戸市立新松戸南中学校の校庭において、放課後、部活動をしていた生徒の打った野球ボールが委員会活動をしていた生徒の顔面に当たり、当該生徒に重度の障害が生じた事故について損害賠償を求めるものであるということでありまして、事件の内

容について、もう少しご説明申し上げたいと思います。

原告は、当時新松戸南中1年生の男子生徒、被告は松戸市と事故当時新松戸南中3年生であった男子生徒です。事件の内容ですが、平成13年6月、新松戸南中1年生であった原告が、校庭でスポーツテストのライン引きをしていたところ、トスバッティングをしていた野球部員の被告が打った球が原告の右目を直撃し、視力低下の後遺障害を負ったというものです。

トスバッティングというのは、ボールを投げた相手にバットで軽く打ってこう返すというふうな、よく野球のキャンプなんかでも見られる練習の1つです。それをしていたところ、そのボールが、スポーツテストのライン引きをしていたほかの生徒の目を直撃したというものです。

この事故について、被告に損害賠償を求めるとともに、担当教諭が注意義務を怠ったとして、国家賠償法に基づき本市に損害賠償を求めているものです。事故当時、学校に自殺予告の電話がありまして、全教諭が緊急に職員会議を行っていたために、教諭は生徒に指示をして現場を離れておりました。

市としましては、事故当時、今申し上げましたように、教諭がついていなかったということから、市の責任は免れないだろうと判断し、和解の方向でこの裁判を進めてまいりました。当初この訴訟は、今申し上げました当時新南中1年の男子生徒の原告、それと被告として松戸市と当時3年生の男子生徒、この三者で和解を前提に進んでいきましたが、訴訟の途中で原告とこの男子生徒の間で謝罪による和解が成立しましたので、それ以後は原告と松戸市の二者により和解を進めることになりました。

本年1月25日、裁判所より、松戸市と原告双方の主張を取り入れた和解勧告が出されました。勧告の内容は次の5点です。1つ目としましては、被告は、原告に対し1,833万円の損害賠償金の支払い義務があることを認める。この和解条項の資料がありますので、今お配りいたします。1点目は今申し上げたことです。

2点目としましては、原告は、その余の請求を放棄する。

3点目、これは、被告は原告に対し、損害賠償金を平成18年4月末日までに、いわゆる原告指定の口座に振り込むというものです。

4点目としましては、原告及び被告は、本件に関し相互にこの和解条項に定める以外の債権・債務がないことを確認する。

5点目として、訴訟費用は各自の負担とする。

こういう和解勧告が、裁判所より先日1月25日に出されたということでもあります。

なお、ここにあります損害賠償金の1,833万円ですが、これは原告の過失割合を2割というふうにしまして、これ以後の逸失利益、あと後遺障害の等級等に基づく慰謝料等を算出してこの額が裁判所より示されました。

今後の予定としましては、この教育委員会議で採択されましたら、3月の市議会にこの議案と、あと賠償金についての補正予算案を提出しまして、そこで採決されましたら、次回の和解期日が3月16日になっておりますので、そこで和解して賠償金を4月末日までに支払うということになります。なお、この賠償金につきましては、全額全国市長会が入っております保険から補てんされるということになります。

概略としては以上でございます。ご審議よろしくをお願いします。

委員長 ありがとうございます。

議案第3号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより、質疑、討論に入ります。何かございますか。

これも法律論ですので、是非論をここで議論するということは、そう重要ではないかもしれませんが、問題は、この被害者といえますか、原告、僕のメモには当時者をAとBにしたんですが、原告A、この人のその後の健康状態はどうなのかが気になります。

学務課長 それについて補足説明いたしますが、原告は当時、先ほど申し上げましたように、中学1年生でしたが、今現在は高校2年生ということであります。そして、一番直近でこちらが把握しております診断書等によりますと、黄斑萎縮という診断が出ております。黄斑といいますのは、網膜のちょうど中心部あたりに直径二、三ミリのこう場所があるんだそうです。そこに光をこう受け取る視神経が集まっている。その黄斑というものが萎縮しているということで、症状としましては、物を見ますとその中心部分がこう欠けたような感じがする。視界の例えば、ある人の顔をこう見ていると、顔の中心部分がこう欠けたりゆがんだりしているように見えるということで、相手の目の部分だけこう真っ白になって、そこだけ何があるかわからないような感じになると。左目の方は異常はありませんので、日常生活をこなすことはできるわけですが、やはりこう遠近感をつかむのには苦勞するんだと。また、やはり目が疲れやすくなりますので、長時間何かこう細かいものを読んだりするというのは非常に苦勞だというふうなことであります。これはある程度そういう状況で、視力としましては右目が0.1ということで、その症状についてはある程度そういう症状が固定しているというふうなそういうお話であります。

教育長 左目の視力はわかるんですか。

学務課長 そのときの診断ではないんですが、左目は1.2ということで、こちらの方は視力は落ちていないということです。

教育長 じゃ、右目ももともとは1.2ぐらいあったと予想されるわけですね。

瀧田委員 この件とは直接関係ないかもしれませんが、おとといの朝日新聞の夕刊に、網膜の移植の手術が大変進んで、成功している記事がのっていましたが、手術が可能かどうか情報に注意して和解のほかにちょっと検討事項かと思えますけれども、割合視力回復に関しては比較的明るい方向のように聞いています。先生もお読みになりましたか。

委員長 読みました。

教育長 参考までに、後学のために聞きたいんですけども、網膜移植ができるというのはどういう病状のときに。

瀧田委員 医学的にはっきりしたことは申し上げられませんが、視力が部分的に欠損するという、そういうものが今までは治らないというふうに言われていたんですが、明るい希望が見えて来たという記事でした。先生の方のご質問で、すみません。

八田委員 私も本当の専門ではありませんので、確かではありませんが、黄斑部の問題は、少し年齢が加わると、どなたでも起こりうる。私も知らなかったのですが、ましてや、降圧剤なんかを飲んでいる方は頻度が高いそうですね、黄斑部の陥没とか壊死が。したがって、見えないというよりも、遠近の調節とか、それから夜間の光の問題などが非常にまぶしくなるとというのが大変だそうです。

しかし、生徒の場合、0.1の視力というのは、今おっしゃった、回復しないというのは、これから色々な治療法もあって、希望が持てるんじゃないかと私は思っています。年齢とともに大体そんなところにいくんだそうです。

委員長 新聞記事では、光を感じないんだけど、これからその手術によっては光を感じるようになるだろうというような内容でしたね。

もう少しつけ加えてお聞きしますと、これは軟式のボールですか。

学務課長 中学ですから、軟式です。

委員長 そうすると、不幸中の幸いといえば、軟式だったからまだボールの圧力としてはそう強くなかったということでしょうか。

学務課長 そうですね。硬式等に比べれば全然違うという。

委員長 その目だけの障害で済んだんですか。それともほかに何か合併症のようなものがあったのですか。

学務課長 右目に直撃ということで、この右目の障害ということだけでございます。

委員長 脳障害は起きていない。

学務課長 起きていないです。

つけ加えて、今病気の話が出ましたが、黄斑の病気としまして、黄斑円孔は、黄斑という部分に穴があいてしまう病気だそうですが、これも今は治療としまして、手術でその穴がふさがって視力がある程度回復するというふうなことも資料としてはございます。また、黄斑上膜といいまして、黄斑の上に薄い膜がこうある病気、これも手術でその膜を除去して症状は回復するというふうなことです。専門家がおられる前で恐縮ですが、手術が進んでおりますので、このままずっと固定で回復が見られないというふうな解釈は今の時点では、素人としてもそういう解釈するのはどうかなというふうに思います。

委員長 過失2割ということですが、これは仕方ないんでしょうね。したがって、1,833万円という慰謝料の額が妥当であるかどうかは、ここでは判断せずに、とにかく早くその当事者のために、特に原告のために早く和解した方がいいということですね。

学務課長 今委員長さんがおっしゃいましたように、原告の生徒も、この事件について、自分としても早く忘れたいと、そういう気持ちで、できれば早く和解をして、頭や心の中からそういうことをこう取り除いていきたいというそういう気持ちが大いようございます。

教育長 いずれにしても、元気で通って登校してきた子供さんを元気のままお返しできなかったということに対して、私どもは、遺憾の意と反省の意を持たなければいけないと思いましたが。これ以上争うなんていう気はもともとございませんけれども、裁判所の和解条項の決定に従うべきだというふうに私も考えておりますので、よろしくご了解いただきたいと思います。

委員長 質疑何かございますか。

ほかにもうないようでしたら、質疑、討論はこれで打ち切りたいと思います。

それでは、これより議案第3号につきまして、採決をとりたいと思います。

議案第3号につきましては、原案どおり和解ということで決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第3号は原案どおり決定いたしました。

手続としては、今後これは議会の方に行くこととなりますね。

(「はい」の声あり)

委員長 要するに、これは市長対当事者ということになりますから、市の……

学務課長 そうです。この議案を議会に提出していいかという市長の決裁をいただきまして、その後議会に提案して、こういう和解条項、こういう賠償金でよろしいかということを審議いただいて、そこで通りましたら、こちらの方は事務手続として和解、そして賠償金を支払うということになります。

委員長 その際、議会には当然説明はなされるんですが、ただいま教育長におっしゃっていただいたように、この生徒さんが健康なまま学校に復帰できなかったということに対しては、我々としては非常に申しわけない気持ちであるというようなことを、当事者にぜひお伝えしていただきたいと思います。議会にもその旨お伝えして、ぜひこの和解案を通していただきたいということを希望します。

◎議案第4号

委員長 続きまして、議案第4号「松戸市立林間学園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

ご説明をお願いします。

学務課長 議案第4号についてご説明いたします。

今回この議案を提案いたします理由は、そこにも書かれておりますが、本市の林間学園につきましては、長野県小県郡長門町というところに設置してございますが、平成17年10月1日に、この長門町と隣村の和田村が町村合併で合併いたしました。そして、新たに小県郡長和町という名称で合併が成立いたしましたので、林間学園の白樺高原荘の位置の表示を変更する必要があるということで、条例の改正についてご提案するものでございます。

この議案の一番最後のところに新旧対照表がございまして、今まではそこに線が引いてありますが、「長門町大字大門字追分3515番地の41」という位置表示になっておりますが、それを「長野県小県郡長和町大門3515番地41」、こういうふうに改正するというそういう条例案でございます。

以上です。

委員長 議案第4号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

特にこれは質疑応答にかかわる事柄でもなさそうですね。このとおりということによろしいですか。

それでは、議案第4号につきましては、原案どおり決定するというご承認いただきたいと思っております。

◎議案第5号

委員長 続きまして、議案第5号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

ご説明をお願いします。

保健体育課長 それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

議案第5号「松戸市教育功労者の表彰について」。

学校歯科医として多年にわたり学校保健の管理と指導に尽力された佐藤 隆学校歯科医が、平成18年1月22日に逝去されました。

よって、佐藤 隆学校歯科医の多大な功績と労苦に感謝の意を表するため、松戸市教育委員会表彰規則第2条及び第4条の規定に基づき、感謝状並びに記念品を贈呈するものとする。

平成18年2月9日提出。

提案理由は、学校歯科医として多大な功績と労苦に感謝の意を表するためでございます。

佐藤先生のご経歴等につきましては、次のページになりますが、推薦調書に記載のとおりでございます。先生には、29年にわたりまして学校保健のためにご尽力をいただきました。

なお、今年度の学校医等の教育功労者の表彰につきましては、4月の教育委員会会議議案第23号において提案させていただいたところですが、今回につきましては、同じく7月の教育委員会会議議案第45号同様、表彰規則第4条の規定で、「表彰を受けるべき者がその表彰前に死亡したときは、その死亡の日以前にさかのぼって表彰し、表彰状または感謝状及び記念品はその遺族に授与する」とされているところによります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 議案第5号につきましては、ただいまのご説明のとおりですが、何かご意見ございますか。この議案ももう本当にこのとおりですよ。

お生まれを見ると、ちょうど誕生日を迎えられた直後ということになりますね。いかがでしょう。

八田委員 表彰規則第2条というのをもう少しかいつまんで教えていただけますか、2条の方でございますけれども。

保健体育課長 2条は、いわゆるこの教育行政の方で功労のあった方を表彰するという規定で

ございます。4条が今申し上げたとおりでございます。

委員長 条文の場合は、後で。

保健体育課長 お渡しいたします。

委員長 それでは、議案第5号につきましては、これでご異議ないものと認めさせていただいてよろしいですか。

それでは、議案第5号につきましては、原案どおり決定いたします。ありがとうございます。

◎報告第1号

委員長 次は、報告等です。

「松戸市立博物館『新収蔵資料展』の開催について」をお願いします。

博物館次長 新収蔵資料展の開催についてご案内申し上げます。

別紙に、平成17年度新収蔵資料展開催要項がございますが、記載してあるとおり、平成18年3月4日の土曜日から4月9日の日曜まで、31日間の日数でございますが、企画展示室において開催いたします。

開催趣旨でございますが、平成11年以降、博物館が購入あるいは寄贈を受けた資料のうち、未公開資料の展示を行い、館所蔵の資料を広く一般に公開するものです。観覧料は無料で公開いたしまして、展示点数は約200点を予定しております。詳細については、担当学芸員が参っておりますので、倉田学芸員よりご説明申し上げます。

博物館長補佐 それでは、今回公開いたします資料についてご説明いたします。

先生方のお手元に、チラシがご配りされていると思います。ここに代表的なものを印刷してございますので、これをもとにご説明させていただきます。

今回展示する資料は、考古・歴史・民俗資料と多岐にわたっております。一括大量寄贈された資料、郷土玩具、土屋さんからいただいた衣料、こけしなど早々と展示したのもございます。

今までに展示していない考古・歴史・民俗資料を今回展示いたします。その代表的なものをここに4点ございますので、ご説明いたします。

一番上にある資料は角町の念仏講用具一式です。鉦であるとか、鉦たたきであるとか数珠などです。角町の念仏講が行われなくなりまして、物だけ保管されていた講元の方から博物

館に寄贈されたものでございます。

次に、中段の左側に赤いプラスチック製品がございます。これは雪かきスコップです。柄がついておりませんので、何だろうと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、これは千葉工業大学の中村次雄先生が、このプラスチック製品と設計図面、写真一式、いわば物と情報をセットで博物館に寄贈されました。かなり寄贈点数が多いので、資料整理をしている最中ですが、その一部を今回公開しようということでございます。現代生活資料と言えます。

新収蔵資料展のタイトルの右にありますのは、嘉永2年に刊行されました鹿狩場絵図で、松戸市で行われました鹿狩りの様子を描いた資料でございます。

新収蔵資料展の文字の一番下左側にあります錦絵、これは嘉永5年の不二三十六景下総鴻の台という錦絵でございます。

ご紹介しました資料は、松戸市にかかわりの深い資料、錦絵であるとか、鹿狩りまたは虚無僧関係、こうした資料を購入または寄贈いただいておりますので、これらを今回展示する予定でございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

この鴻の台というのは、今で言う市川のあの国府台と同じですか。

博物館長補佐 そうです。里見公園あたりと考えていただければよろしいかと思います。

委員長 あの国府台で。

教育長 こんなによく富士山のすそ野まで見えたんですかね。

博物館長補佐 これはかなりデフォルメしていると思います。

教育長 失礼しました。

委員長 最近、市立博物館はいろいろな展示会や発表をやってくださって、私もなるべく見させていただいているんですが、そういう意味ではとても積極的でいいと思っています。ぜひ、そういう形で市民にいろいろな文化財や大事なものを見せていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

◎報告第2号

委員長 それでは、引き続きまして、「平成17年度各種中学校駅伝大会等の報告について」をお願いします。

保健体育課長 では、お手元の資料をごらんください。

今ありましたように、平成17年度中学校各駅伝大会等の報告でございます。

9月の教育委員会会議では、全国関東千葉県の中中学校体育大会の結果をご報告いたしました。それに引き続きまして第2弾ということで、今駅伝等がいろいろなところで行われているわけですが、それにかかわりまして、とりあえず松戸市がかかわっているものがすべて終わりましたのでご報告します。

まず第1番目、第59回東葛飾地方中学校駅伝競走大会になります。これは去年10月15日の第3土曜日に行われまして、ことしは野田出発、松戸ゴール、中部小学校前の図書館があるんですけれども、あそこの道路になりますが、あそこがゴールです。

これは今言いましたように、来年は松戸出発の野田ゴールというように、毎年スタート・ゴールが入れかわって行っております。ということで、今年は野田の陸上競技場、清水公園からスタートしまして、松戸がゴールということで10区間32キロで行われました。参加校は全部で72校、東葛飾地方の中中学校の71校プラス、去年、今年と麗澤中学校が私立として1校参加しまして72校で行われました。その結果はベスト10ということで、太字が松戸市です。3位松戸市立第一中学校、4位が松戸市立和名ケ谷中学校ということでございました。

続きまして、2番が千葉県の中学校駅伝競走大会、これは去年の11月13日土曜日、千葉市の昭和の森で行われました。これは6区間になりますけれども、参加校は県内48校です。これも結果としましては、2位に和名ケ谷中学校、8位に第一中学校、9位に小金北中学校ということになっています。8位と9位、タイムは一緒なんですけれども、着順というのがありまして、順番がついております。

この中の1位柏市立逆井中学校が全国大会に出場しまして、1位から3位までが関東大会に出たということで、松戸市では和名ケ谷中学校が関東大会に出場したということになります。

3番目が、第14回関東中学校駅伝競走大会、これは25校参加しました。12月4日日曜日、多摩市立陸上競技場ということで、同じく6区間18.24キロで行われました。男子の部の結果としましては、3位に和名ケ谷中学校が入っていたということでございます。

次のページになりますが、4番目、第57回中学校対抗銚子半島一周駅伝ということで、銚子の駅伝と言われているんですけれども、これが毎年行われて57回目になりますけれども、75校参加ということで、1月8日日曜日に、銚子市内のコースを使いまして8区間23.9キロで行われまして、この銚子駅伝の方に松戸市より12校が出場いたしました。ということで、

また結果をごらんいただければあれですが、2位が和名ヶ谷中学校、9位に小金北中学校ということです。

ちなみに、1、2、3、4と今ご説明しましたけれども、1位は全部柏市立逆井中学校です。これ全国大会でも1位でした。ということで、ことしは逆井中学校が断トツだということです。全国1位の学校ですので、なかなかあれですけれども、松戸市の方もそれぞれの学校が健闘したということでございます。ということで、駅伝の方の結果等ご報告しました。

あと、5番目としまして、全国学校体育研究最優秀校、文部科学大臣賞の受賞ということです。受賞校は松戸市立八ヶ崎小学校。去年行われました八ヶ崎小の公開研究会に教育委員の先生方皆さんおいでいただきまして、ありがとうございました。あの後なんですけれども、11月に富山県で、そこにありますように、全国学校体育研究協議会、第44回全国学校体育研究大会というのは毎年行われているんですけれども、その席で、八ヶ崎小学校が全国学校体育研究最優秀校と、「最」がつくんですけれども、文部科学大臣賞ということで受賞しました。

ちなみに、このときほかにも最優秀校がありまして、それは全部で5校、ほかは優良校ということで、各都道府県で推薦で上がってきた学校が表彰されましたけれども、その中でも特にすぐれているということで、八ヶ崎小学校が表彰されたということです。

八ヶ崎小学校、今年度で体育の研究を始めまして31年目が終了です。ということで、長年そういう形で体育研究を一筋にやってきたということで、そういった意味では、松戸市のみならず東葛ではそういう形で体育研究を行っているのは、八ヶ崎小学校だけということで、今後とも引き続いて千葉県、あるいはもう全国的なレベルになっておりますけれども、先進校としてまたこれからも研究を進めていくということでございます。

もうちょっとついでに言いますと、最優秀校というのは今まで全国で35校だけの受賞だそうなんです。ということは、47都道府県で全部受賞しているわけではないということで、歴史も始まったのはまだそんなに古くはないので、新しいということもあるかと思っておりますけれども、まだ35校だけしか全国的なレベルでも受賞していない。ちなみに、千葉県では2校目になるそうです。八千代台東小学校が過去に受賞しているということです。ということで、一応受賞しましたので、ここでご報告したいと思っております。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

うれしいニュースですが、何かございますか。

教育長 東葛を制すると全国のツアーができるんですね、マラソンは。

保健体育課長 そういうこともあるかと思います。全国まで行っちゃうとちょっとわからない。

教育長 でも全国でしょう、銚子。全国の都道府県の学校が来るわけじゃないの。

保健体育課長 はい、東葛は東葛だけということに。

教育長 宮城県、福島県。

保健体育課長 それは銚子の方ですね、銚子駅伝。はい、銚子駅伝は何か宮城とか福島とかいろいろな、東京都からも来ていましたね。フリーですので。

松戸が12校も出ている、75分の12と、松戸が全然出ないと寂しい大会になっちゃうので。

委員長 この柏市の逆井中学校というのは伝統的に強いんですか。

保健体育課長 ここ何年かは結構強いようでした、剣道の方も全国1位になったりしている学校です。もちろん、強い、弱いはいろいろ流れがあろうかと思いますが、ここ何年かはかなり駅伝の方に力も入れているということでございます。

委員長 この八ヶ崎の研究発表会にお伺いしたときに、たしか、このときにも文部科学大臣賞とか何かをいただいたということをお伺いしたのですが、それは別の賞ですね。

保健体育課長 昭和60年にも一度全国の体育大会の研究大会でいただいているんですが、それは文部大臣賞じゃなくて、いわゆる優良校という形で連合会の会長名でいただいている賞状が玄関を入ったところに張ってあります。今もあればいいんですけれども、ですから、回数的には2回目になりますけれども、今回が最優秀賞ということですよ。

委員長 当日、校長先生かどなたかから、大臣賞をもらったということをお伺いします。

保健体育課長 内定の段階でお話があったと思います。

委員長 その内定というのは何の内定ですか。

保健体育課長 それをもらいますよというような県の方からの連絡……

委員長 しかし、これは11月に開催されたんでしょう。

保健体育課長 それがありまして、11月の全国大会の席上でもいただいたという形になります。

委員長 内定だったんですか。

保健体育課長 内定も大体決定なんですけれども、もらうまでは決定じゃありませんので、そういうことです。

委員長 報告等は以上になります。

◎その他

委員長 最後に、その他に移ります。

次回の教育委員会会議の日程について、事務局に予定はありますか。

事務局 平成18年3月定例会でございますけれども、3月中につきましては、議会がある関係上、大変この月となって恐縮でございますけれども、2月27日月曜日、午後2時30分から、こちらの5階会議室で開催してはいかがでしょうか。

委員長 平成18年3月定例会議は、2月27日月曜日、午後2時30分から当会場ということで、先生方よろしいですか。

それでは、確認いたします。

次回教育委員会会議は、2月27日月曜日、午後2時半、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、平成18年2月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時20分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員